

一般社団法人 エネルギー・資源学会  
総務委員会規程

平成 23 年 4 月 27 日 理事会制定承認  
令和 3 年 3 月 16 日 理事会改定承認

( 目的 )

第 1 条 この規程は、一般社団法人エネルギー・資源学会（以下「本学会」という）の定款第 44 条の規定にもとづいて設置される総務委員会（以下「この委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要事項を定めるものとする。

( 任務 )

第 2 条 この委員会は、本学会の庶務・会計に関する事項にあたる。

( 委員 )

第 3 条 この委員会の委員長は、業務執行理事の中から会長が指名し、理事会が承認した者とする。

- 2 この委員会の副委員長及び委員は、委員長が本学会の正会員又は特別会員の中から選任し、理事会の承認を得たうえで委嘱する。但し、前項と同じ手続きで副委員長を選任することもできる。
- 3 この委員会の委員は、委員長 1 名と副委員長 2 名以内を含めて、原則 10 名以内とする。
- 4 この委員会の副委員長及び委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、委員長の任期は、原則として選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 前任者の補充又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

( 会議 )

第 4 条 この委員会の会議は、委員長の招集により年 3 回程度開催するが、委員長は必要に応じて随時招集することができる。

- 2 この委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をもって委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。
- 4 この委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が協議のうえ、委員長の職務を執り行う。

(議事録)

第5条 この委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を事務局で作成し、委員に配布して承認を受け、事務局に保管する。

(事務局)

第6条 この委員会の事務処理は、本学会の事務局が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附 則

1. この規程は、令和3年3月16日から施行する。(第7条改廃の追加)